

## 公共空間使い方ガイド

## 別冊『犀川河川敷(犀川緑地)編』

## 1. 犀川河川敷(犀川緑地)の使用にあたって

- このガイドは、「公共空間使い方ガイド」を補足するもの(別冊)として、犀川河川敷(犀川緑地)の区域でも特に利活用促進を図ることとしている、犀川大橋から桜橋間の河川敷の使用にあたってご理解いただきたい情報をまとめています。  
※犀川かわまちづくり計画(R3 金沢市策定、R4 国登録)において、**犀川大橋から桜橋までを重点区間と定め、官民連携による利活用を促進**しています。
- 本編とあわせてよく読み、より良い空間となるようルールを守って使いましょう。  
※このガイドは、利用状況・実績を踏まえて随時更新しますので、常に最新のものを参照するようにしてください

## 2. 注意事項

- 犀川河川空間の使用にあたり、以下の点にご留意ください。
  - ・民間事業者による、営利目的の利用はできません。
  - ・利用時に、歩行者や他の来園者の迷惑や危険にならないようご注意ください。
  - ・使用中に発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、すべて使用者に帰属します。
  - ・不測の事故、災害等により使用が不可能となった場合、そのために生じた損害の補償はいたしません。
  - ・イベント等の実施によって発生したゴミは、主催者等で責任をもって処理してください。
- 以下の行為は禁止します。
  - ・たき火や花火のほか、バーベキューを含む火気の使用  
(イベント等に伴う主催者の安全管理責任の下で行われる火気使用は可)
  - ・犀川緑地の芝生部におけるスパイクシューズの使用
  - ・犀川緑地における宿泊
  - ・寄付金の募集、募金活動、勧誘行為
  - ・大音響、異臭等により、公衆に不快の念を与えるもの
  - ・通行人に危害迷惑を与える恐れのあるもの
  - ・公序良俗に反するもの

## 犀川大橋～・桜橋間 位置図



### 3. 使用にかかる窓口と手続き

#### 犀川河川空間でこんなことをやりたい！



マルシェやおまつりなど  
賑わい創出を図る  
イベント企画

音楽やダンスなどの  
パフォーマンスの発表

ヨガやモルックなどの  
レクリエーション

...

河川敷(犀川緑地)を使用する

※民間事業者による営利目的の利用はできません。

特定の場所を  
独占して使用  
しますか？

独占しない

ヨガ、グラウンドゴルフの練習など

<相談窓口> 石川県県央土木総合事務所  
都市施設課公園緑地係

<手続き> なし

→ P3 A

独占する

マルシェ、モルック大会、CM撮影など

B

<相談窓口> 石川県県央土木総合事務所  
①都市施設課公園緑地係  
②維持管理課河川管理係

<手続き> ①都市公園内行為許可申請  
②河川の一時使用届

→ P3 B

テントや  
ステージなど  
を設置  
しますか？

設置しない

C

<相談窓口> 石川県県央土木総合事務所  
①都市施設課公園緑地係  
②維持管理課河川管理係

<手続き> ①都市公園内行為許可申請  
都市公園内占用許可申請  
②河川敷一時占用許可申請

→ P4 C

設置する

テント、ステージ、移動販売車、  
周知用看板などを設置するイベントなど

【参考】屋外広告物の掲出(看板など)

<相談窓口> 金沢市景観政策課

<手続き> 屋外広告物許可申請

→ P5

橋や道路を使用する

桜橋、犀星のみち(市道)

本編 P4 「③道路(市道)」について」を参照

犀川大橋(国道157号線)

<相談窓口> 金沢河川国道事務所  
金沢中警察署

<手続き> 道路占用許可、道路使用許可

→ P5

※このほか、火気の使用については金沢市消防局、飲食物の販売については金沢市保健所への届出が必要となる場合があります。活動内容に応じて事前に確認をしましょう。

## A. 自由使用

特定の場所を独占しない集団での活動(例:ヨガやグラウンドゴルフの練習など)	
a.相談・申請窓口	石川県県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係 電話番号:076-239-3907 / FAX 番号:076-239-3705 E-mail: kenou-park@pref.ishikawa.lg.jp (公園申請用)
b.提出書類	なし
c.費用	なし
d.備考	○具体的なご相談は、石川県県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係へお問い合わせください。

## B. 特定の場所を独占して行うイベントや撮影等(設置物なし)

設置物を伴わずに実施する、犀川緑地の一部または全部を独占し行うイベントや、仕事としての撮影(例:マルシェ、モルック大会・グラウンドゴルフ大会、CM やポスターの撮影など)	
a.相談・申請窓口	石川県県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係 電話番号:076-239-3907 / FAX 番号:076-239-3705 E-mail: kenou-park@pref.ishikawa.lg.jp (公園申請用)  石川県県央土木総合事務所 維持管理課 河川管理係 電話番号:076-239-3909 / FAX 番号:076-239-3703 E-mail:
b.提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市公園内行為許可申請書</li> <li>●河川の一時使用届</li> </ul> <p>※石川県ホームページに入り、「県営公園の利用、各種申請」「土木部河川課手続き案内」と、それぞれサイト内検索すると入手できます</p> <p>【申請の流れ】</p> <p>○上記の申請書に加え、使用箇所的位置図、取組内容が分かる資料等の添付が必要です。</p>
c.費用	使用料については、各窓口にてご確認ください。
d.備考	○具体的なご相談は、石川県県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係へお問い合わせください。

## C. 設置物を伴うイベント等

<p>テント、ステージ、移動販売車、周知用看板などを設置する公共的なイベントなど (例: サイガワリバーサイドアクトなど)</p>	
a.相談・申請窓口	<p>●都市公園内行為許可／都市公園内占用許可 石川県県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係 電話番号:076-239-3907 / FAX 番号:076-239-3705 E-mail: kenou-park@pref.ishikawa.lg.jp (公園申請用)</p> <p>■河川敷一時占用許可 石川県県央土木総合事務所 維持管理課 河川管理係 電話番号:076-239-3909 / FAX 番号:076-239-3703</p>
b.提出書類	<p>●都市公園内行為許可申請書 ●都市公園内占用許可申請書 ■河川敷一時占用許可申請書</p> <p>※石川県ホームページに入り、「県営公園の利用、各種申請」「土木部河川課手続き案内」と、それぞれサイト内検索すると入手できます</p> <p>【申請の流れ】</p> <pre> graph TD     A[申請者] -- "①窓口/郵送/E-mail/石川県電子申請システム のいずれかの方法で申請 ※使用する最初の日の1ヶ月前までに各申請書を提出" --&gt; B[石川県県央土木 総合事務所]     B -- "②行為許可、占用許可" --&gt; A     A -- "③占用料の支払い ※送付された使用料納付書を確認し、納期限までに支払い" --&gt; B     </pre> <p>○上記の申請書に加え、使用箇所の位置図、取組内容が分かる資料、 占用物の詳細が分かる資料等の添付が必要です。</p>
c.費用	<p>占用料については、各窓口にてご確認ください。</p>
d.備考	<p>○具体的なご相談は、石川県県央土木総合事務所 都市施設課 公園緑地係 へお問い合わせください。</p>

## 【参考】屋外広告物の掲出

イベント等の実施に伴う、看板等の設置	
a.相談・申請窓口	金沢市 都市整備局 景観政策課 電話番号:076-220-2364 / FAX 番号:076-224-5046 E-mail: keikan@city.kanazawa.lg.jp
b.提出書類	●屋外広告物許可申請書 ●屋外広告物等安全証明書 ●屋外広告物自己安全点検報告書 ●屋外広告物申請手続きチェックシート ※金沢市ホームページに入り、「屋外広告物許可申請書」とサイト内検索すると入手できます  新規の申請に対して屋外広告物審査会による個別審査を実施しています。 ご計画がある程度固まった段階でご相談ください。
c.費用	手数料
d.備考	○具体的なお相談は、金沢市 都市整備局 景観政策課へお問い合わせください。

## 【参考】道路や橋の使用

桜橋、犀星のみち(市道)	本編 P4 「③道路(市道)について」を参照
犀川大橋(国道157号線)	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 (道路占用許可、道路使用許可等) ・道路管理第一課 占用係 電話番号:076-264-8800 ・金沢国道維持出張所 管理係 電話番号:076-238-5071  ※詳しい情報は下記URLにてご確認ください: <a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/nyusatsu/index.html#nyusatsu3">https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/nyusatsu/index.html#nyusatsu3</a>

## 4. 利用上の安全・安心



- 河川空間を安全・安心に利用するため、悪天候時の対応の確認が大切です。
  - ・取組を計画する際、下表を参考に、あらかじめ悪天候時の対応を検討してください。
  - ・下表の判断基準を満たしていない場合でも、危険が予想される際には、速やかに利用を中止してください。

### 【参考】

項目		判断基準および対応
利用の中止		<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のいずれかの条件の場合、原則中止とします。               <ul style="list-style-type: none"> <li>－雨天時(利用予定日の降水確率が60%以上※1)</li> <li>－大雨注意報・洪水注意報が発令された場合</li> <li>－下菊橋観測所の水位が1.90m※2に達した場合</li> </ul> </li> </ul>
河川設置物の撤去	河川敷設置物(一般可搬物)の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則毎日撤去とします。ただし、利用が連日行われる場合は残存できますが、下菊橋観測所の水位が1.90mに達した場合は撤去してください。</li> </ul>
	車両・重機等を用いる設置物(重量可搬物)の撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置・撤去に車両や重機等を必要とする設置物(重量可搬物)は、下菊橋観測所の水位が1.90mに達してから原則60分で撤去してください。水位上昇時は、事務局と連絡を取り、水位が上昇する前に車両等必要な機材を準備し、撤去に備えてください。</li> </ul>

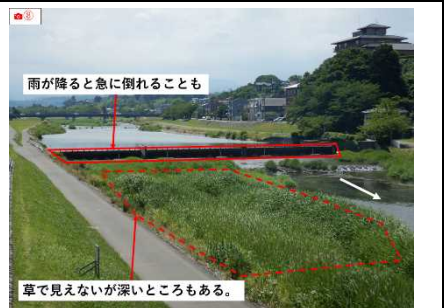
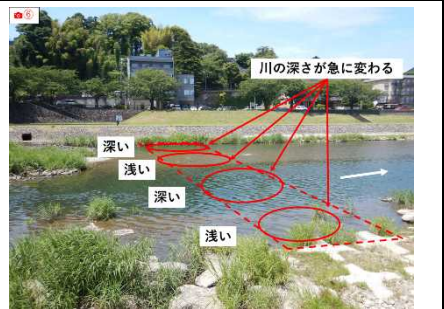
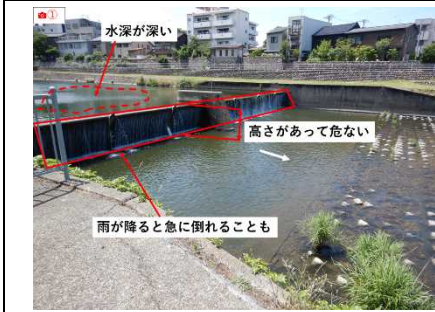
※1 降水確率は気象庁ホームページで発表されるものを基準とします。

※2 下菊橋観測所の水防団待機水位(1.90m)を目安とします。

<p>【天気】気象庁ホームページ  <a href="https://www.jma.go.jp/jp/yoho/325.html">https://www.jma.go.jp/jp/yoho/325.html</a></p>	
<p>【水位】石川県河川情報総合システム  <a href="http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp/ishikawa/p1203/10/1_0_82_0.html?1593152155368">http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp/ishikawa/p1203/10/1_0_82_0.html?1593152155368</a></p>	

- 危険箇所について、予め、主催者等にて確認をしましょう。
  - ・川には流れがあり、常に変化しています。一見、穏やかに見えても、急に深くなる場所や滑る場所があるので、十分注意してください。
  - ・護岸がつるつるで、滑る、流される、落ちると言った危険があります。川に入る際はライフジャケットを着用しましょう。
  - ・川の中の人工物に注意しましょう。流れが複雑で、隙間があることもあります。
  - ・周囲が晴れていても、山の方で雨が降り、突然増水することもあります。川のリアルタイムな状況を確認し、上流の状況についても把握しましょう。
  - ・天候に気を付け、川の状態を把握するなど、安全に川を楽しみましょう。

【参考】犀川の危険箇所(例)



※県央土木総合事務所提供